



「美しくないたい」「理想の自分になりたくない」

医師が行う美容医療を受ける前に十分な検討を!!

広告を鵜呑みにせず自分でも情報収集をしましょう!

即日施術を強引に勧めるようなクリニックは要注意!!

「医療脱毛」「二重まぶた手術」「豊胸」「脂肪吸引」「包茎手術」など医師が行う美容医療施術において、その販売方法や広告に問題があるものや、皮膚障害や熱傷などの危害を受けたという事例があります。美容医療は、よりよい自分になりたいという願いを叶えるために体にメスや針等を入れる行為です。後悔をしないためにも、時間をかけて十分に検討をしましょう。

トラブルにあわないために

- 広告の中には嘘や大げさな表現が含まれていたり、リスクやデメリットの記載が不十分なものがあります。術前術後の写真が載っていてもその施術の効果には個人差があります。広告だけを見てクリニックに足を運びトラブルになった事例もありますので、注意しましょう。
- 施術の効果、費用、リスク、副作用、自分にとって不利な点はないかなど、十分に説明を受けて理解し、納得してから契約をしましょう。
- 即日施術を強要されるなど強引に契約を勧められても、すぐに契約をしないようにしましょう。時間をかけて、本当に必要な施術かどうか自分自身の気持ちをもう一度確認し、契約したくなければきっぱりと断りましょう。
- 特定継続的役務提供の要件に該当する場合、クーリング・オフ（一定の期間内であれば無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる制度）や中途解約ができます。契約の締結前に交付される「概要書面（契約の概要を記載したもの）」や、契約の締結後に交付される「契約書面（契約内容を明らかにしたもの）」の内容を確認しましょう。
- 困ったときはすぐに消費生活センターに相談しましょう。



成年年齢引下げ
豆知識 その2

来年 **2022年4月1日**から成年年齢が**18歳**になります!

「**変わる**こと」と「**変わらない**こと」

未成年者は取引の知識や経験が不足し、判断力も未熟であることから法律で保護されていますが、成年に達すると親の同意を得ずに自分の意思で様々な契約ができるようになり、その契約についての責任も自分で負うこととなります。成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙、公営ギャンブルなどについての年齢制限は、健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から、これまでと変わらず20歳です。

18歳からできるようになること

（変わる）

- ◆ 親の同意なしでの契約（クレジットカード、ローン、携帯電話、部屋を借りるなど）
- ◆ 10年間有効なパスポートの取得
- ◆ 公認会計士や司法書士などの国家資格取得
- ◆ 結婚（男女とも18歳に統一）
- ◆ 性同一性障害の人の性別変更申し立て
- ◆ 外国人の帰化（日本国籍の取得） など

これまでどおり20歳にならないとできないこと

（変わらない）

- ◆ 飲酒・喫煙
- ◆ 競馬や競輪、オートレースなどの公営ギャンブル
- ◆ 中型自動車免許等の取得
- ◆ 養子をとること
- ◆ 国民年金保険料の納付義務 など

携帯電話利用料金の内訳を毎月確認しましょう!!



「キャリア決済」でいくら使ったか把握できていますか？
不要なサービスの契約をしていませんか？

携帯電話の利用料金の請求がきたら、「だいたいこんなものかな」と内訳を確認せずに支払っていませんか？ムダな支出を抑えるためにも、自分が何にいくら支払っているのか、利用明細をきちんと確認して契約内容を見直しましょう。

- 「キャリア決済」の利用履歴を確認しましょう。心当たりのない請求があったら不正利用されているかもしれません。
- 自分にあった料金プランの契約をしているか確認しましょう。毎月50GB（ギガ）使えるプランに入っているのに実際には数GBしか使っていなかったり、1か月間無料のサービスを申し込み、解約をし忘れて2か月目以降も料金を払い続けているなど、ムダなお金を使っている場合があります。

★困ったり不安に思ったときは消費生活センターに相談を！



山形県消費生活センター
キャラクター ケロちゃん

キャリア決済・・・携帯電話会社のIDやパスワード等による認証で、商品等を購入した代金を携帯電話の利用料金等と合算して支払うことができる決済方法のこと。携帯電話会社によって名称は異なります。

ID・・・一人ひとりの利用者を区別して割り振られた符号

パスワード・・・それを入力することによってIDを持つ本人であることを確認するための符号

★IDとパスワードは本人であることを確認するための重要な情報です。しっかり管理しましょう。情報が漏れるとキャリア決済などを不正利用される恐れがあります。

消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☎ 消費者ホットライン『188』 →最寄りの消費生活センターにつながります。

(土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付 ※年末年始を除く)

☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ (24時間対応)



消費生活無料法律相談会開催日



- ・ 6月 9日(水) 午後1時30分から
- ・ 7月 7日(水) 午後3時30分まで

※相談時間はお一人様30分となります。また、事前の予約と聞き取りが必要です。5日前までにお電話ください。

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁 1階)

《開設時間》 午前9時～午後5時 (土日祝日・年末年始を除く)

《電話番号》 0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください (要予約)。

☆消費者ホットライン(188)もご利用ください☆

相談してケロ!



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。

山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452